



□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 295

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

//INDEX////////////////////////////////////

- 1・「安全運行のためのWEBセミナー4」配信開始のご案内
- 2・2024年4月前半の安全管理ごよみ
- 3・安全管理法律相談～改めて『ながら運転』の罰則を教えてください
- 4・交通事故の裁判事例～事故の状況から、自転車の過失が若干大きいと認定
- 5・今日の朝礼話題～休日の寝だめに要注意
- 6・【好評発売中】小冊子「安全運転朝礼話題集」

////////////////////////////////////

■「安全運行のためのWEBセミナー4」配信のご案内

大変ご好評をいただいております「安全運行のためのWEBセミナー」ですが、現在第4弾まで配信しております。

第4弾では、これまでに引き続き事業用自動車のコンサルティング会社Lps安全企画の町田慶太様（元サントリーロジスティクス安全担当責任者）にご登場いただき、「行動確認2K 日常業務実態の見える化」をテーマにご講演をいただきました。

いつでも何処でも無料でご視聴できますので、お時間のある時にぜひご覧いただき、御社の安全運行にお役立ていただけると幸いです。

ご視聴はこちらから



<https://x.gd/Sfxtb>

■4月前半の安全管理ごよみ

◆1日（月）～30日（火）

——20歳未満飲酒防止強調月間（国税庁／厚生労働省など）

——「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」準備期間（厚生労働省）

◆7日（日）

——世界保険デー

◆8日（月）

——タイヤの日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2024/03/11/kongetsu-untankenri-2024-apr/>

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第122回「改めて『ながら運転』の罰則を教えてください」

【質問】

「ながら運転」の罰則強化に伴い、弊社でもわき見運転に繋がる運転中のスマホ操作を禁止にしています。しかしながら、漏れ聞く話によると従業員によってはスマホで通話したり、操作をしながら運転をしているようです。そこで、次の安全運転啓発イベントにおいて、改めて「ながら運転」の罰則の周知や、裁判例を紹介したいと考えています。近年の「ながら運転」に関する諸事情を教えてください。

【回答】

道路交通法第71条は、車両等の運転者の遵守事項を定めています。

同条5号の5は、「自動車又は原動機付自転車を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと」と規定しています。…

【続きを読む↓】

<https://x.gd/CN4yP>

■交通事故の裁判事例

今回は、信号機のある交差点で左折中の普通乗用車と、左折先の横断歩道を右方向から横断中の自転車が衝突した事故で、両者の過失割合が争われた事例を紹介します。

『事故当時の状況等を考慮し、自転車の過失が若干大きいと認定』

【事故の状況】

平成30年5月30日午後8時16分ごろ、東京都足立区の信号機のある交差点で、信号にしたがって左折した乗用車Aと、左折した先の横断歩道を右方向から横断してきた自転車Bが衝突しました。

この事故で、Bは全身挫傷等の傷害を負い、平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間、2つの病院と1つの整骨院に通院（実通院39日）しました。

Aは、Bが歩行者用信号が青色点滅から赤色に変わったとほぼ同時に横断を開始したこと、また、事故当時夜間で暗かったことなどからBの過失は65%を下回ることはないと主張しました。

これに対してBは、歩行者用信号が青色点滅のときに横断を開始したと主張し、Bの過失は10%を超えないと反論しました。

【裁判所の判断】

「Aには、自動車を運転し、交差点を左折するに際し、横断歩道上の自転車等の動静を注視する義務を怠った過失がある」

「他方、Bは、自転車を運転し、交差点を横断するに際し、対面する信号機の表示に従って進行すべき義務を怠り、信号機の表示が青色点滅であったにもかかわらず横断を開始した過失があるとともに、Aが左折進行していることを認識したにもかかわらず、その動静を注視する義務を怠った過失がある」

「Bが横断歩道に進入するのとほぼ同時に対面する歩行者用信号機の表示が赤色に変わったこと、本件事故当時、夜間でAから自転車等が認識しづらいことなども考慮すると、Bの過失が若干大きいというべきであり、過失割合は、B55%、A45%とするのが相当である」

と判示しました。

(東京地裁 令和2年7月22日判決)

■今日の朝礼話題

『休日の寝だめに要注意』

本日、3月18日は「睡眠の日」です。「週末にはたっぷり寝だめをした」という方もいるかもしれませんが、実は、寝だめにはさまざまな問題があるようです。 …

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2024/03/18/tw-nedame-dekinai/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける

「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<https://www.think-sp.com/about/>

■【好評発売中】冊子「安全運転朝礼話題集」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

WEBサイトで大変ご好評を頂いている「今日の朝礼話題」の中から、特に日々の朝礼で使用しやすいものを厳選して一冊の冊子にまとめました。

内容も、「交通ルール」「安全運転の知識」「トラブル対処法」など多岐にわたっており、日々の朝礼での話題に困ったときにお手元にあればすぐにご活用いただける一冊となっています。

また、運転者の方が読んで安全運転の知識がつく内容となっているため、ぜひ事業所での安全意識向上にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://x.gd/bU9mW>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

（令和6年3月18日送信）

★X（旧ツイッター）アカウントを開設しました。是非、一度ご覧ください！

<https://twitter.com/thinkshuppan>

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15ピアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

